

拒絶理由通知書

特許出願の番号	特願 2018-001864
起案日	平成30年 4月 4日
特許庁審査官	坪内 優佳 4848 2E00
特許出願人代理人	坪内 康治 様
適用条文	第29条第2項、第36条

この出願は、次の理由によって拒絶をすべきものです。これについて意見がありましたら、この通知書の発送の日から60日以内に意見書を提出してください。

理由

1. (明確性) この出願は、特許請求の範囲の記載が下記の点で、特許法第36条第6項第2号に規定する要件を満たしていない。
2. (進歩性) この出願の下記の請求項に係る発明は、その出願前に日本国内又は外国において、頒布された下記の刊行物に記載された発明又は電気通信回線を通じて公衆に利用可能となった発明に基いて、その出願前にその発明の属する技術の分野における通常の知識を有する者が容易に発明をすることができたものであるから、特許法第29条第2項の規定により特許を受けることができない。

記 (引用文献等については引用文献等一覧参照)

●理由1 (明確性) について

・請求項 4

請求項4の「ビニロンとエステルの混撚ロープの内の1種または複数種のロープにより編まれている」との記載が、「ビニロンとエステルの混撚ロープの内の1種または複数種のロープにより編まれている」を意図する記載であるのか否か、不明確である。

よって、請求項4に係る発明は明確でない。

●理由2 (進歩性) について

・請求項 1

・引用文献等 1-2

・備考

引用文献1（特に、段落[0007] - [0039]、図1-3を参照。）には、掌と手甲の周りに着脱自在に装着する手嵌め具（防護手袋）であって、掌側と手甲側の内、少なくとも掌側がロープ（金属ロープ1）を編んで形成した変形性を有する（柔軟で、運動性、着用感に優れる）マット体（金属ロープを、経、緯の少なくとも一方に引揃えた布帛状物）により形成されている、手嵌め具（防護手袋）の発明が記載されている。

引用文献2（特に、明細書第1頁第1行-第3頁第11行、第1-2図を参照。）には、避難用ロープ（6）を握る際に使用する避難用手袋（1）の発明が記載されている。

引用文献1に記載された発明に引用文献2に記載された発明を適用して、手嵌め具（防護手袋）をロープを握る（掴む）際に使用することは、当業者が容易に想到し得ることである。

・請求項 2

・引用文献等 1-3

・備考

引用文献3（特に、第2欄第1-51行、FIG. 1-3を参照。）には、ロープを引く際に使用する手袋（glove 1）であって、親指を通して掛ける親指掛け部（opening 3）を備える手袋（glove 1）の発明が記載されている。

引用文献1に記載された発明に引用文献3に記載された発明を適用して、請求項2に係る発明のごとく構成することは、当業者が容易に想到し得ることである。

<拒絶の理由を発見しない請求項>

請求項（3）に係る発明については、現時点では、拒絶の理由を発見しない。拒絶の理由が新たに発見された場合には拒絶の理由が通知される。

<引用文献等一覧>

1. 特開2000-212814号公報
2. 実願昭57-162655号（実開昭59-68558号）のマイクロフィルム
3. 米国特許第7000258号明細書

<先行技術文献調査結果の記録>

・調査した分野 I P C E 0 4 G 2 1 / 3 2

E 0 4 G 2 1 / 1 4 - 2 1 / 1 6
A 4 1 D 1 9 / 0 0 - 1 9 / 0 4
D 0 4 B 1 / 0 0 - 1 / 2 8
D 0 4 B 2 1 / 0 0 - 2 1 / 2 0

- ・先行技術文献 特開 2 0 1 6 - 6 5 3 3 6 号公報
特公昭 5 7 - 0 0 1 6 7 7 号公報
特開 2 0 0 8 - 1 2 7 7 1 5 号公報
特開 2 0 0 5 - 9 0 0 7 号公報
米国特許出願公開第 2 0 0 5 / 0 1 4 8 2 5 1 号明細書

この先行技術文献調査結果の記録は、拒絶理由を構成するものではありません

。

この拒絶理由通知の内容に関するお問い合わせ又は面接のご希望がありましたら次の連絡先までご連絡ください。

審査第一部住環境 坪内優佳

TEL. 03-3581-1101 内線3245

FAX. 03-3585-2052

(FAXを送付される場合には、前もって電話にてその旨ご連絡ください。)